



2022年11月21日

各 位

会 社 名 ジャパンベストレスクューシステム株式会社  
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏  
(コード: 2453 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 取締役執行役員 若月 光博  
(TEL: 052-212-9908)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月22日開催予定の第26期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

- (1) 2022年10月1日、当社を吸収合併存続会社、子会社である株式会社アクトコール及び株式会社TSUNAGUを吸収合併消滅会社として合併したことに伴い、第2条(目的)に新たな事業の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9. ～44. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>電気工事業</u></p> <p>10. <u>電気通信工事業</u></p> <p>11. ～46. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

(新設)	<p>第2条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
------	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年12月22日（予定）

定款の効力発生日

2022年12月22日（予定）

以上